

社会保障審議会障害者部会	
第148回（R7.7.24）	参考資料 2

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第8回）	資料 1
令和7年6月23日	

課題と論点に対する構成員の意見・ヒアリング内容を踏まえた

検討の方向性等（案）

1 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制に係る福祉サービスの共通課題等

（1）課題と論点

<障害福祉>

- 障害福祉分野における需要については、人口構造だけでなく様々な要素が関係し、精神障害や障害児を中心にサービス利用が伸び続ける一方、中山間地域や小規模自治体においてはサービスの利用に減少傾向が見られる。また、障害種別に応じたきめ細かい対応が必要となる中、提供体制や実施事業、地域資源についても地域差があり、自らが希望する事業所のサービスを利用するために広域的なサービス利用となる場合がある。とりわけ今後、中山間・人口減少地域においてサービス提供体制をいかに維持・確保していくかは、他分野とも共通の課題。
- 現行制度においては、共生型サービス、基準該当障害福祉サービスや多機能型、従たる事業所など、一定の要件の下で柔軟なサービスの提供を可能としているところであるが、中山間・人口減少地域においても、引き続き障害者が安心して地域生活を送ることができるようにしていく必要がある。
- 障害福祉分野においても、現行制度の活用状況を確認しつつ、現行制度の効果的な活用を促進していくべきではないか。また、他制度も参考としつつ、必要に応じ、配置基準の弾力化など、制度を拡張・見直しをして対応していくことが考えられるか。
- 分野を超えた総合的な福祉サービスの推進に向けて、これまでも共生型サービスを創設するとともに、高齢者、障害者、児童等に対して複数の福祉サービスを総合的に提供する上での人員・設備の兼務・共用等が運用上可能な事項についてガイドラインで示すなど、取組を進めてきたところ。
- 介護、障害福祉、こどもといった分野をこえた福祉サービスの推進に向けて、更に人員・設備の兼務・共用など柔軟対応についてどのような方策が考えられるか。
- また、共生型サービスについては、都道府県ごとに取組状況に差も見られるところ、自治体や事業所の取組の更なる推進に向けた方策を検討すべきではないか。

<こども>

- 就学前人口の減少については地域によって差があり、宅地建設等により局所的に就学前人口が急増することも考えられるが、市町村単位で見ると、都市部の一部を除きピークアウトしており、多くの自治体が就学前人口については、減少局面に入りつつある。ただし、就学前人口減少のス

ピードは、地域によって様々であり、地域差に応じた保育提供体制を検討する必要。

○ 一方で、女性就業率（25～44歳）の上昇傾向、共働き世帯割合の増加などによる保育需要について引き続き注視が必要。また、こども誰でも通園制度が令和7年度より制度化、令和8年度から全国展開され、0～2歳の約6割を占める未就園児が新たに通園することとなり、政策増要因も存在する。

→ 今後も局所的に発生することが見込まれる待機児童問題については、引き続き丁寧に対応。

→ ①中山間地域や離島を中心にこどもが少ない地域、②就学前人口減少が今後加速度的に進んでいく地域、③都市部を中心として局地的に待機児童が発生しながら全体としては緩やかに就学前人口が減少していく地域の各類型について、保育需要の変化に応じた施設・事業モデルやその支援体制をどのように構築するか。（※）

（※）地域別の留意点は以下のとおり。

- ・ ①②の地域においては、人口減少下において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めていくため、市町村が中心となり地域の保育所等と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、保育所等の多機能化、法人間の連携、法人の合併や事業譲渡、統廃合等を進めていく必要がある。
- ・ ③の地域においては、現在の提供主体が中心となりながら、保育需要の変化に対応していく必要がある。

（既存施設の有効活用（社会福祉法人の財産処分等））

○ 現状、社会福祉法人が社会福祉事業を行うにあたっては、都市部における土地については貸与を受けている場合でも可能などの例外があり、さらに土地・建物についてそれぞれの施設類型に応じた一部例外はあるものの、原則として土地建物の所有権を有する必要がある。

○ 加えて、施設等の財産を有している場合で、取得の際に国庫補助がなされている場合においては、転用・貸付の後に社会福祉事業を行う場合であっても、財産取得から10年未満の転用の場合又は有償貸付の場合には補助金の国庫返納が必要となっている。なお、老朽化により代替施設を整備する場合等以外の取壊し等についても同様である。

→ 特に中山間・人口減少地域において不可欠な社会福祉事業を維持するために、新たなサービス主体による社会福祉事業の参入とそれを可能とする貸付をしやすくするとともに、地域の実情に応じた施設等の柔軟な活用を可能とするために、上記の所有権や転用・貸付に係る補助金の国庫返納に関する規制について、一定の条件を付した上で緩和する仕組みが必要ではないか。

→ たとえば、介護施設の取得の際に国庫補助がなされている場合に、財産取得からの経過年数が10年未満の場合については、補助対象事業の継続を条件として、一部転用に限り、国庫返納が不要になっているところ、中山間・人口減少地域において不可欠な社会福祉事業を維持するために必要な場合には一部転用に限らない取扱いを認めるなど、より柔軟な仕組みとできないか。

→ あわせて、有償貸付についても、中山間・人口減少地域において不可欠な社会福祉事業を維持するために必要な場合には、事業実施主体においては土地・建物について（所有権を有せずに）貸付を受けて社会福祉事業を行うことを可能とした上で、土地・建物の貸付を行う側についても補

助金の国庫返納を不要とするなど、より新たなサービス主体による社会福祉事業の参入をやすくするための仕組みが必要ではないか。また、急速なニーズの減少などやむを得ない事情があると認められる場合に、一定の条件を付した上で国庫返納を緩和する仕組みについてどのように考えるか。

(2) 構成員の意見・ヒアリング内容

- 離島・中山間・人口減少地域の中には今すぐ対応しなくてはならない事業継続が困難な施設があることは事実であり、時間軸としてしっかりと踏まえ、地域の介護サービスの質・量を維持するため、迅速な対応をする必要がある。
- 事業継続が困難な施設や地域に対して、現状の取組支援や配置基準の弾力化、インセンティブの付与が急務。
- 離島や中山間地域の特養は要介護3以上の待機者が0の施設も出てきており、サービスの質を保ちつつも、柔軟な配置可能となるような配置基準の弾力化の検討を早急をお願いしたい。
- 人口減少地域の線引きを具体的にどう定めるかということについて、各地域の詳細な実態把握が今後必要ではないか。
- ボランティア育成といった互いにケアし合うまちづくりに向けて、それが楽しいものになるように皆が役割をもって支え合う、そのようなまちづくりに向けた支援策が必要。
- 共生型施設について、「こども」の分野も加えた制度として構築すべき。
- 島根県浜田市や江津市において、高齢化・人口減少による伝統産業の後継者不足に対処するため、業務の細分化・構造化を行い、障害者それぞれのこだわりとマッチングすることで、地域課題の解消を図るとともに、障害者の生涯にわたる仕事を生み出す取組が行われている。
- 鹿児島県伊佐市では、小規模な地域であるがゆえに生まれる人的つながりを活用し、関係者同士が緊密に連携し、サービスの維持・確保を図る取組が行われている。しかしながら、更に人口減少が進めば、こうした仕組みを成り立たせることも厳しくなり、サービス提供が困難になるおそれもある。
- 埼玉県久喜市の事業者においては、認定こども園を中心とする多機能化の先進事例であり、保育だけでなく相談事業、食に係る事業、学習サポートなどを行うなどの「地域づくり」に取り組んでいる。

- 鳥取県日吉津村は、日本で4番目に（面積が）小さい村における公立の子育て総合拠点を整備している。施設の老朽化等を契機として、村の子ども・子育て支援機能を集約し、認定こども園、児童館、子育て支援センターを1か所で実施しているほか、小学校も隣接している。
- 今まで障害福祉サービスを利用されていた方が看多機を利用するに当たって、看多機では障害福祉サービスの居宅介護が共生型サービスの対象にならないということで継続利用ができなかった例があった。その点は今後、検討課題。
- 建物や残余財産の取扱いについて、社会福祉事業を行っている法人と国庫帰属の選択肢があるが、国庫帰属は現実的ではなく、地方公共団体を含めたしまい方の整理も必要。
- 中山間地等において事業者が撤退する場合、その土地・建物が休止状態になり、新たなサービス主体が参入してくる上でのハードルとなる。そのハードルを下げるために、例えば法人が解散する場合の残余財産の帰属先について、現在の社会福祉法では社会福祉法人その他、社会福祉事業を行う者とされているが、その中に地方公共団体を加えることも有効。
- 転用に関しては、補助金返還について緩和的な扱いがある程度されているが、転用もできないケースもある。3つの特養を2つにするというような、有効な効果をもたらす撤退ということであれば、幾つかの条件をクリアすることを条件にして、撤退の場合でも補助金返還を免除・緩和する施策があればいいのではないか。
- 人口が予想以上の変化し福祉ニーズに変化が起きている中、福祉施設の10年以内の転用の更なる運用の柔軟化が必要。その際、地域ニーズに即した転用となるように、地域関係者の合意プロセスを得るなどの工夫が必要。
- 資金について、用途制限の緩和も今後さらに検討していく必要。

（3）検討の方向性（案）

（障害福祉、こどもの地域のサービス状況に応じた体制）

- 障害福祉分野については、介護分野における「中山間・人口減少地域」、「大都市部」、「一般市等」という地域の分類を基本としつつ、分野特有の需給状況や個々のニーズ等を踏まえ、その地域の状況に応じたサービス提供体制や支援体制を構築していくことが重要。
- 現行制度では、共生型サービス、基準該当障害福祉サービスや多機能型、従たる事業所など、一定の要件の下で柔軟なサービスの提供を可能としているところ。現行制度の活用状況を踏まえつつ、その効果的な活用を促進していくとともに、介護保険制度等の他制度も参考としつつ、中山間・人口減少地域等において、必要に応じ、配置基準の弾力化など、制度を拡張・見直しをして

対応していく必要。

- 保育においては、地域における就学前人口減少・保育需要の変化に応じ、
 - ・ 「中山間・人口減少地域」の中でも、①中山間地域や離島を中心とした既にこどもが少ない地域、
 - ・ 「大都市部」や「一般市等」の中でも、②就学前人口減少が今後加速度的に進んでいく地域、③都市部を中心として局地的に待機児童が発生しながら全体としては緩やかに就学前人口が減少していく地域

と、地域を更に分類して対応方を講じていく必要。

- ①中山間地域や離島を中心にこどもが少ない地域においては、定員充足率の低下が深刻化し、安定的な運営が困難になる施設や、統廃合等が必要となる施設が生じる可能性。
こうした地域において、質の高い保育の提供を前提に保育機能の維持・確保を進めていくためには、市町村が中心となり地域の保育所等と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、保育所等の多機能化、法人間の連携、法人の合併や事業譲渡、統廃合等を進めていく必要。

- 中山間地域や離島を中心にこどもが少ない地域においては、保育士のような専門職の確保は特に困難であると考えられ、常勤・専従要件など、様々な配置基準について弾力化していく必要。

- 地域における就学前人口の減少に伴い、事業譲渡・合併や統廃合についても必要に応じて進めていく必要。
円滑に事業譲渡・合併を進めることができるよう、国として、分かりやすいガイドラインの作成等の支援策を進めていく必要があることに加え、統廃合については、自治体による地域分析・計画的な整備を前提としつつ、地域の保育機能の中核を担う拠点園の評価の在り方を含め、地域の保育機能の維持・強化に資する仕組みを考えていく必要。

- 定員に応じた様々な施設・事業類型（※1）がある中で、こうした地域においては既存の施設・事業のダウンサイジングも視野に入れていく必要。
また、保育士以外の者が従事する事業類型（※2）があるほか、過疎地域においては、へき地保育所という形で、基準を満たさない保育所について特例的に給付を行っているところ。
こうしたことも踏まえ、極めてこどもの少ない地域の保育機能の確保の在り方について、保育の質の確保に留意しつつ、検討する必要。

（※1）保育所（定員20名以上）、小規模保育事業（定員6～19名）、家庭的保育事業（定員5名以下）等

（※2）小規模保育事業B型（保育士を1/2以上配置）、C型（保育士の配置は不要）、家庭的保育事業（保育士の配置は不要）等

- ②就学前人口減少が今後加速度的に進んでいく地域においては、保育需要が急速に減少。近い

将来に①中山間地域や離島を中心にこどもが少ない地域になることを見越して、早い段階から準備を進め、必要に応じた柔軟な対応を図っていく必要。

- ③都市部を中心として局地的に待機児童が発生しながら全体としては緩やかに就学前人口が減少していく地域においては、少子化による将来的な需要減を見据えながら、局所的な待機児童の発生に対応しつつ、こども誰でも通園制度による需要増等にも対応していく必要。現在の提供主体が中心となりながら、保育需要の変化に応じて丁寧に対応していく必要。
- 市町村が中心となって計画的に保育機能を維持・確保していく方策を検討する必要。地域分析の取組を強化することで、地域の課題について認識し、それに対応するための方策について、中長期的な視点も踏まえつつ、計画で定めていくことが重要。自治体の地域分析の取組を後押しできる仕組みの創設や計画の在り方について、国としても検討していく必要。

(施設の転用等)

- 現行制度では、社会福祉法人が社会福祉事業を行うにあたって、一部例外はあるものの、原則として土地・建物の所有権を有する必要がある。加えて、社会福祉法人、医療法人等が施設等の財産を有している場合で、取得の際に国庫補助がなされている場合においては、転用・貸付の後に社会福祉事業を行う場合であっても、財産取得から10年未満の転用の場合（補助対象事業を継続した上で一部転用する等の場合を除く。）等には、原則補助金の国庫返納が必要となっているところ。

(※)「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」において、

- ・ 経過年数が10年以上である施設等で、転用、無償譲渡又は無償貸付の後に別に定める事業（社会福祉事業等）を実施する場合等
- ・ 経過年数が10年未満である施設等で、転用、無償譲渡又は無償貸付の後に別に定める事業を実施する場合等のうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、厚生労働大臣等が適当であると個別に認めるもの等

について、国庫納付に関する条件を付さずに承認することとしている。

- 特に中山間・人口減少地域において不可欠な福祉サービスを維持するために、既存の施設等も有効活用する観点から、新たなサービス主体による社会福祉事業の参入とそれを可能とする貸付をしやすくするとともに、地域の実情に応じた施設等の柔軟な活用を可能とするために、上記の不動産の所有に係る要件や転用・貸付・廃止に係る補助金の国庫返納に関する規制について、一定の条件を付した上で緩和する仕組みの検討が必要。
- サービス需要が減少する中、施設等の整備について今後その機能を柔軟に変更していく必要。介護保険施設の一部で障害福祉サービス、保育等を行う場合に、元々の補助金の目的範囲外での返還を求められることのないよう、地域密着の施設から広域型施設への転用、10年以内の一部転

用の緩和等を行うなど、柔軟な制度的な枠組みの検討が必要。

- これらの検討に当たって、具体的には、例えば、中山間・人口減少地域において不可欠な福祉サービスを維持するために必要な場合には、社会福祉連携推進法人制度を活用しながら、土地・建物について貸与を受けた新たなサービス主体が、当該地域への社会福祉事業への参入を可能とすることが考えられる。

- 中山間・人口減少地域においてサービス需要が減少する中、施設等の整備について今後その機能を柔軟に変更していく必要もあり、地域におけるサービス維持・確保の観点も含めて地域の関係者の理解も得つつ、財産取得から10年未満の場合に関して、
 - ・ 一定の条件下における全部転用(補助対象事業を継続した上で一部転用する等の場合を除く。)
 - ・ 一定の条件下における廃止(計画的な統廃合に伴う一定の機能を維持した上での廃止に限る。)等
について、補助金の国庫返納を不要とすることなど、より柔軟な仕組みを検討する必要。
その際、高齢者施設から障害者施設・児童福祉施設等への転用や、複数施設の統合といった異なる分野も含めた横断的な検討が必要。

- 特別養護老人ホームなど、地域密着の施設から広域型施設への転用について、補助金の国庫返納が不要という点、ルールを明確化の上、その運用を図るべき。

- 社会福祉法人がやむを得ず解散する場合に、その施設等を自治体に帰属させることで、地域において必要な福祉サービスに活用するなど、自治体や地域の関係者でより有効活用を図っていくことが可能となるため、必要な検討を行っていく必要。

2 人材確保と職場環境改善・生産性向上（DX）に係る福祉サービスの共通課題

（1）課題と論点

（人材確保）

<障害福祉>

- 障害福祉分野において、介護分野と同様に、有効求人倍率は相対的に高い水準で推移しており、障害福祉サービスの利用者が引き続き増加傾向にある中で、人材確保は喫緊の課題。これまでも、介護分野と同様、処遇改善や職場環境改善、魅力発信等、人材確保に向けて総合的な対策を進めてきているところ。
- また、障害福祉人材についても、介護分野と同様、障害福祉サービス利用者数の動向や地域における人材の供給量など、地域差や地域固有の課題が存在することから、地域の状況を分析の上、地域の実情に応じた対策を講じていくことが重要。国としては、障害福祉サービス事業所等サポート事業により、各都道府県等における地域の状況に応じた人材確保対策について支援を行っているところ。
- 処遇改善については、介護分野と同様、累次の処遇改善の取組を進めてきたところであり、令和6年度処遇状況等調査においてはその効果も見られているが、依然として全産業平均との給与とは差がある状況。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で講じた処遇改善加算の更なる取得促進に向けた要件の弾力化を図るとともに、令和6年度補正予算で措置した施策を通じて、職場環境改善や生産性向上、更なる賃上げに向けた支援を進めているところ。
- 引き続き、人材確保やその定着に向けて、介護分野等の取組も参考としつつ、他分野と連携できる部分は連携しながら、施策を進めていくことが必要ではないか。また、障害福祉分野として、より一層取り組むべき施策はあるか。
- また、障害福祉分野においても、地域の状況を分析した上で、サポート事業の活用を含め、各地域の実情に応じた人材確保対策を進めていくことが必要ではないか。
- 処遇改善については、こうした施策の実施状況や処遇改善に与える効果について実態を把握した上で、引き続き、必要な取組を進めていくべきではないか。

<こども>

- 待機児童は大幅に減少してきているが、保育士の有効求人倍率は3.78倍（令和7年1月）と全職種平均（1.34倍）と比べても高い水準となっている中で、職員配置の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要となる。都道府県別有効求人倍率をみると、特に都市部での有効求人倍率が高い傾向にある。
- 保育人材確保が喫緊の課題となる中で、人材確保に当たっては、地域の状況や課題を分析の上、整理したうえで議論していくことが重要。
- 保育人材についても、介護と同様、就学前人口減少の状況、地域における保育人材の供給量（養成校、地域限定保育士などが関係）など、地域差や地域固有の課題が存在。地域分析し、関係者間で共有のうえ、地域の実情に応じた対策を講じていくことが重要。その仕組みを構築すべきであ

り、地域ごとに必要な人材確保対策を講じていくことが必要ではないか。

(処遇改善・総合的な対策)

- 保育人材確保のためには、保育士等の処遇改善のほか、働きやすい職場環境づくり、新規資格取得と就労の促進、離職者の再就職・職場復帰の促進、保育の現場・職業の魅力発信の取組を総合的に推進していくことが必要。
- 保育士等の処遇改善については、これまで人事院勧告を踏まえた改善や累次の加算措置を講じてきており、令和7年度予算では、公定価格上の人件費について子ども・子育て新制度開始以降最大の10.7%の改善を計上。引き続き、民間給与動向等を踏まえた処遇改善に取り組むとともに、各保育所等のモデル賃金や人件費比率等の見える化に取り組み、保育士等の処遇の改善を進める。
- 加えて、働きやすい職場環境づくり、新規資格取得と就労の促進、離職者の再就職・職場復帰の促進、保育の現場・職業の魅力発信の取組について、これまでも「保育人材の確保に向けた総合的な対策」として総合的に取り組んできたところ、更に取組を強化していく。

(潜在保育士の復職支援等)

- 保育士の登録者数と就労者数に差がある中で、潜在保育士の再就職支援を進める必要がある。保育士・保育所支援センターの法定化を行い、保育士確保のための拠点として位置づけ、関係機関が連携協力して保育士の確保のための支援を行う体制整備を促進することとしている（令和7年10月1日施行）。潜在保育士の掘り起こしを中心に、介護同様、公的な機関等が担う役割は大きい。
- 保育士・保育所支援センターの法定化を契機として、更なる機能強化を図るとともに、例えば、ハローワークや福祉人材センターと連携した取組を行うなど、福祉人材の確保という大きな枠組みの中で公的な機関の連携を更に強化していく必要があるのではないか。

(人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実)

- 中間まとめにおいて、介護人材確保策の1つとして、都道府県単位でのプラットフォーム機能の充実が求められており、この中で、関係機関間での情報共有、地域の介護事業者や介護福祉士養成施設等のネットワーク化を図るなどの連携強化が求められている。具体的には、雇用管理、人材確保、職場環境改善・生産性向上等についての自らの事業所等における課題を認識し、公的な機関も関与しながら、改善を進めていくことが重要であり、このような取組が広がるよう、必要な支援の在り方を検討していくこととされている。
- このような機能は、介護人材だけでなく各福祉分野に共通して必要なものであり、福祉人材全体の確保につながるよう、プラットフォーム機能を充実させる必要があるのではないか。
- こうしたプラットフォームの充実のため、地域における既存の協議会等（例：都道府県の設置する介護現場革新会議等）と、地域ごとの実情に応じて一体的に運営する等、適切な連携・役割分担が図られるべきではないか。
- プラットフォームについては、都道府県単位で関係者が集い、情報交換、意見交換するだけで

なく、人材の養成・確保という共通の社会課題に対して、例えば、都道府県単位または都道府県単位より狭い圏域で、「人材確保・定着」、「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」など地域の実情に応じてワーキングチームを設け、意欲のある関係者が集い、実践的な取組を検討し、実行するなど実践的な取組が求められるのではないかと。

→ また、プラットフォーム機能の充実を通じて、介護事業所と介護福祉士養成施設のネットワークが強化される中で、養成施設の設備等資源を用いながら、介護事業所の職員等のキャリアアップを図るため、実務者研修をはじめとする各種研修を実施する等のリカレント教育を行うことが考えられるのではないかと。

→ さらに、プラットフォームの機能が充実し、実践的な取組が進んでくれば、多様な専門職に関する関係機関もプラットフォームと連携し、多職種協働の取組を更に推進することも考えられるのではないかと。例えば、保健師や看護師、リハビリテーション専門職や管理栄養士等の専門職がその専門性をいかして、介護福祉士をはじめ介護職員とも連携し、介護の現場や地域の通いの場等において、地域の支え合いの体制づくりを支援するなど考えられるのではないかと。

(職場環境改善・生産性向上 (DX))

<障害福祉>

(テクノロジー導入等)

○ 障害福祉分野においては、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入による業務効率化・生産性向上については、介護分野に比べ、取組が遅れているところ。特に障害福祉分野では、障害種別や障害特性等に応じた支援が求められるところ、こうした点も踏まえた上でのテクノロジー等の活用が必要と考えられる。

○ 国による支援としては、施設・事業所における介護ロボットやICTの導入に係る支援を実施している。また、令和6年度報酬改定において、見守りロボット導入時におけるタイムスタディ調査の結果を踏まえ、見守り支援機器を導入した上で入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件緩和を図ったところ。

→ 障害福祉分野において、こうした生産性向上に向けた取組が更に進むよう、どのような対応が考えられるか。

→ また、介護現場での取組を参考としつつ、障害福祉現場の特性を踏まえ、障害福祉現場における生産性向上の目指すべき姿や必要な取組を明らかにしていくことが必要ではないかと。

(手続負担の軽減等)

○ 障害福祉分野においても、事業者や自治体の業務を効率化し、生産性の向上を図る観点から、手続負担の軽減の取組を進めている。例えば、事業者が自治体に対して行う指定申請や報酬請求の手続きに用いる様式等については、学識経験者、事業者団体、自治体関係者の意見を踏まえて標準様式等の作成を行った上で、府省令等を改正し、指定申請等に係る標準様式等の使用を令和8年4月より基本原則化するとともに、可能な自治体には早期の活用を促している。また、手続きの簡素化に係る取組について、自治体に対し事例を示しつつ取組を促しているところ。

○ さらに、障害福祉分野独自の取組として、障害福祉サービス等の事業所台帳管理機能に加え、標準様式等による電子申請・届出機能、更には、業務管理体制データ管理機能も含めた、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化について、令和9年度を目途に実現する方向で検討を進めているところ。

→ こうした取組が確実に進むよう、各自治体の取組状況等のフォローアップを行いつつ、手続負担軽減に向けた業務の標準化・簡素化等について、関係者の意見を伺いながら、継続的に検討を進めていくべきではないか。

<こども>

○ 保育現場における ICT 導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査の事務で多くの書類作成が必要になるなど事務負担が課題。自治体でも、多くの書類管理やシステムへの入力作業、煩雑な審査による担当者の事務負担が課題となっている。また、保護者にとっては、保育所の入所に必要な情報収集に手間と時間が掛かるなど、保活の手続に係る負担が大きいという課題がある。

○ 保育人材の確保が課題となる中で、テクノロジー活用等による生産性向上により、業務効率化を進めていく必要がある。また、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の確保・向上に取り組むことができる環境を整備することが重要である。社会全体の働き方が多様化する中で、保育所等においても柔軟な働き方をしていただけるよう、職場環境改善が重要。

→ ICT 導入等を促進するための更なる方策としてどのようなものが考えられるか。

→ ICT 環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、ICT 推進のコアとなる人材の育成をはじめとするソフト面の充実など横展開を行っていく必要があるのではないか。

→ 保育所等における給付・監査の事務について、保育所等と自治体間でオンライン手続きを行うための保育業務施設管理プラットフォームの整備（保育業務ワンスオンリー）や、保護者・施設・自治体間で保活に関する情報を受け渡しするための保活情報連携基盤の整備（保活ワンストップ）に向けて取組を進めた上で、これらのシステムの活用促進が必要ではないか。

→ 保育人材の確保が課題となる中で、タスクシフトによる職場環境改善も必要。業務の切り出しを行い、保育所等が専門人材以外の人材を受け入れ、業務効率化を図ることも重要ではないか。

（2）構成員の意見・ヒアリング内容

○ 現状として、保育の人材確保は厳しい。保育に魅力を感じない人が増えている。マイナスの情報に流されて、他の業界に行く。中学・高校生の段階で保育の現場を見学すれば魅力的な職員に出会い、そこに入りたいという気持ちになる。待遇改善と同時に、そういう下支えをするための研修・教育・広報というところが大事ではないか。

○ 保育は積み上げ方式で人勸準拠、介護・障害福祉は包括方式で根本的に報酬体系が違う。同じ法人内で保育と介護・障害福祉の両方を運営している場合の課題を整理する必要がある。

- 人材確保について、保育は試験と比較して養成校出身が多いが、近年では定員割れになる養成校が増えてきている。人口減少地域においては近隣市町村や都市部に流出する課題がある等、保育人材の確保は難しい。こうした現状を認識した上で、人材確保に向けた前向きな検討をしていく必要がある。
- 障害福祉分野は、介護・保育に比べても小規模な法人が多く、DXを進めるに当たっても初期費用の投資の捻出ができないというケースが多い。DXのための自治体の補助金もあるが、小規模な法人にも広く初期投資の補助が行き渡るような使い勝手のよい補助を集中的に行うことで一気にDX化を進め生産性を向上していくことが必要ではないか。
- ICT導入について、人材の問題が大きい。伴走する人材、組織が必要。
- 介護生産性向上総合相談センターについて、機能を拡大して経営支援の充実、成功事例の分析と横展開、協働化の促進強化を提案したい。
- デジタル化支援における協働モデルを提案したい。個々の法人ではICT、AIの人材確保が困難だが、複数法人で専門人材を共有し、その中で支援を行っていくという解決策が考えられる。
- 高齢者等に限定せず、福祉横断的な体制構築に向けてどのような枠組みが可能かモデル事業の形で検討することは重要。こうしたプラットフォーム機能の連携は、どのような規模で、どのような地域で、どのような団体が、どのような動きをすることで何が生まれたのか、PDCAを回すことを含め、ロジックを見ていくということが必要。
- 介護人材確保の例として、養成施設において、介護初任者研修を地域のリカレント講座や社会人講座というような狙いを持って取り組み始めたところ、地域のボランティア団体やボランティア活動者の参加が多く、地域における見守りとしてのアウトリーチや介護予防の視点も生まれた。ボランティア団体は重要な連携機関であり、この点は想定される連携先として検討する余地がある。
- 複数の資格を取得しやすくなるということの検討は非常に重要。
- 介護福祉士等から保育士にはなりやすくなっているが、逆の方向がなく、複数の資格を取得しやすくなることの検討が必要ではないか。

(3) 検討の方向性(案)

(人材確保等)

<障害福祉>

- 障害福祉分野においても、介護分野と同様、処遇改善や職場環境改善、魅力発信等、人材確保に向けて総合的な対策を進めてきているところであるが、引き続き、人材確保やその定着に向けて、介護分野等の取組も参考としつつ、他分野と連携できる部分は連携しながら、施策を進めていくことが必要。
- また、介護分野と同様、障害福祉サービス利用者数の動向や地域における人材の供給量など、地域差や地域固有の課題が存在することから、地域の状況を分析の上、障害福祉サービス事業所等サポート事業の活用を含め、各地域の実情に応じた人材確保対策を進めていくことが必要。
- 処遇改善については、介護分野と同様、累次の処遇改善の取組を進めてきたところであり、こうした施策の実施状況や処遇改善に与える効果について実態を把握した上で、引き続き、必要な取組を進めていくことが必要。
- 介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入による業務効率化・生産性向上については、特に障害福祉分野では、障害種別や障害特性等に応じた支援が求められるところ、介護現場での取組を参考としつつ、障害福祉現場の特性を踏まえ、障害福祉現場における生産性向上の目指すべき姿や必要な取組を明らかにしていくとともに、各自治体や事業所における取組を更に進めていくことが必要。
- 事業者や自治体の業務を効率化し、生産性の向上を図る観点から、手続負担の軽減の取組も進められているが、こうした取組が確実に進むよう、各自治体の取組状況等のフォローアップを行いつつ、手続負担軽減に向けた業務の標準化・簡素化等について、関係者の意見を伺いながら、継続的に検討を進めていくことが必要。

<こども>

- 保育人材確保が喫緊の課題となる中で、人材確保に当たっては、まずは地域の状況や課題を分析の上、整理したうえで議論していくことが重要。
保育人材についても、介護と同様、就学前人口減少の状況、地域における保育人材の供給量（養成校、他の就労先の状況などが関係）など、地域差や地域固有の課題が存在しているところ。地域分析し、関係者間で共有のうえ、地域の実情に応じた対策を講じていくことが重要。その仕組みを構築すべきであり、地域ごとに必要な人材確保対策を講じていくことが必要。
- 保育人材確保のためには、保育士等の処遇改善のほか、働きやすい職場環境づくり、新規資格取得と就労の促進、離職者の再就職・職場復帰の促進、保育の現場・職業の魅力発信の取組を総合的に推進していくことが必要。

- 保育士等について、引き続き、処遇改善に取り組むとともに、各保育所等のモデル賃金や人件費比率等の見える化に取り組み、保育士等の処遇の改善を進める必要。
- 働きやすい職場環境づくり、新規資格取得と就労の促進、離職者の再就職・職場復帰の促進、保育の現場・職業の魅力発信の取組について、これまでも「保育人材の確保に向けた総合的な対策」として総合的に取り組んできたところ、更に取り組を強化していく必要。
- 保育士の登録者数と就労者数に差がある中で、潜在保育士の再就職支援を進める必要。保育士・保育所支援センターの法定化を行い、保育士確保のための拠点として位置づけ、関係機関が連携協力して保育士の確保のための支援を行う体制整備を促進することとしているところ（令和7年10月1日施行）。潜在保育士の掘り起こしを中心に、介護同様、公的な機関等が担う役割は大きい。
保育士・保育所支援センターの法定化を契機として、更なる機能強化を図るとともに、プラットフォームの充実の中で、例えば、ハローワークや福祉人材センターと連携した取組を行うなど、福祉人材の確保という大きな枠組みの中で公的な機関の連携を更に強化していく必要。
- 保育人材の確保が課題となる中で、タスクシフト/シェアによる職場環境改善も必要であり、業務の切り出しを行い、保育所等が専門人材以外の人材を受け入れ、業務効率化を図ることも重要。専門性を備えた保育士が行うべき業務とそれ以外の業務の整理を行った上で、専門人材以外の者の更なる活用により、保育士が直接支援に携わる時間を増やすことを検討していく必要。
- 社会全体の働き方が多様化する中で、保育所等においても柔軟な働き方をしていただけるよう、職場環境改善が重要。保育士がそれぞれの家庭状況等に応じ、多様な働き方を選択することができるよう、柔軟に働ける環境の整備に向けた検討を進めていくべき。
- 保育士の配置が原則とされている中、テクノロジーや保育士のみならず幅広い人材の活用を含め、保育所等の在るべき体制について改めて検討することも必要。
- 保育現場における ICT 導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査の事務で多くの書類作成が必要になるなど事務負担が課題。自治体でも、多くの書類管理やシステムへの入力作業、煩雑な審査による担当者の事務負担が課題。また、保護者にとっては、保育所の入所に必要な情報収集に手間と時間が掛かるなど、保活の手續に係る負担が大きいことも課題。
- 保育人材の確保が課題となる中で、テクノロジー活用等による生産性向上により、業務効率化を進めていく必要。また、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の確保・向上に取り組むことができる環境を整備することが重要。

- 保育 ICT におけるいわゆる 4 機能（※）のいずれも導入している保育所等は約 1 割にとどまっているところ。ICT 導入等を促進するための更なる方策を検討していく必要。

併せて、ICT 環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、ICT 推進のコアとなる人材の育成をはじめとするソフト面の充実など横展開を行っていく必要。

（※）園児の登園及び降園の管理に関する機能（登降園管理機能）、保護者との連絡に関する機能、保育に係る計画・記録に関する機能、キャッシュレス決済に関する機能

- 保育所等における給付・監査の事務について、保育所等と自治体の間でオンライン手続きを行うためのシステム（※ 1）や、保護者・施設・自治体の間で保活に関する情報を受け渡しするためのシステム（※ 2）の整備に向けて取組を進めている。多くの自治体や保育施設等で活用しているだけ、これらのシステムの活用促進が必要。

（※ 1）保育業務施設管理プラットフォーム（保育業務ワンスオンリー）

（※ 2）保活情報連携基盤（保活ワンストップ）

（人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実）

- 介護人材確保に向けたプラットフォームについては、都道府県単位で、関係者間（介護事業者・介護福祉士養成施設・公的機関等）で地域の現状の共有を図るとともに、各地域における課題を認識し、協働して課題解決に取り組むためのネットワークの役割が期待される場所。

その際、事務局機能については、福祉人材の確保を目的として設置される福祉人材センターが都道府県と連携しながら担うことも念頭に置きつつ、地域の実情に応じて設定できるようにすることも必要。

プラットフォームについては、地域における既存の協議会（※）等と、地域ごとの実情に応じて一体的に運営する等、適切な連携・役割分担を図る必要。

（※）都道府県の設置する介護現場革新会議等。

- 単に関係者が集まって形式的な情報交換・意見交換を行うだけでなく、人材確保等の共通の社会課題に対し、都道府県単位又は都道府県単位より狭い圏域で、「人材確保・定着」「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」「介護のイメージ改善・理解促進」などの地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトを創設し、現場の職員を含めた地域の意欲のある関係者が集い、実践的な取組を検討・実行することが期待される場所。

その際、プロジェクトの内容に応じて、市町村などの行政機関、ハローワーク、福祉人材センター、介護労働安定センター、介護生産性向上総合相談センターなどの公的機関も参画することで、例えば、面接会の開催、業務の切り出しの支援や介護助手の導入の推進、テクノロジーの導入・伴走支援、小中学校・高校への出前講座や小中学校・高校からの福祉現場の訪問の実施など、地域のニーズに応じた多様な取組・支援を生み出すことにもつながると考えられる。

- プラットフォームの機能の充実を通じて、介護事業所と介護福祉士養成施設をはじめとする地域のネットワークが強化される中で、養成施設の設備等資源を用いながら、地域の担い手のスキルアップや介護事業所の職員等のキャリアアップを図るため、初任者研修や実務者研修をはじめとする各種研修を実施する等のリカレント教育を行うことも必要。
- プラットフォーム機能については、介護人材だけでなく各福祉分野に共通して必要なものであり、福祉人材全体の確保につながるよう、プラットフォーム機能を充実させる必要。
- プラットフォームの機能が充実し、実践的な取組が進んでくれば、多様な専門職に関する関係機関もプラットフォームと連携し、多職種協働の取組を更に推進することも考えられ、より多様な関係者が参画し、PDCA サイクルをまわしていく必要（※）。

（※）例えば、保健師や看護師、リハビリテーション専門職、管理栄養士等の専門職がその専門性をいかして、介護福祉士をはじめ介護職員とも連携し、介護の現場や地域の通いの場等において、地域の支え合いの体制づくりを支援すること等が考えられる。

3 経営支援に係る福祉サービスの共通課題等

(1) 課題と論点

(社会福祉法人・事業所への経営支援)

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを主たる目的として設立された非営利法人として、地域の福祉ニーズに対応した取組を進めている主体であり、地域に必要な社会福祉事業の主たる担い手として非常に重要な存在。引き続きその役割を十分に発揮するためには、経営基盤の強化が必要。一方で、社会福祉法人の経営状況については、令和5年度決算において各種福祉サービスの収支が赤字となっている法人の割合が全体の41.1%となるなど、経営状況は厳しく、現在の物価高騰等の影響も受けているところ。
- また、社会福祉法人への経営支援については、社会福祉法人共通的な支援と、介護・障害福祉・こどもといった分野ごとの特徴に応じた支援の2つの側面を考えていく必要がある。
 - 社会福祉法人への共通的な支援として、福祉医療機構（WAM）では資金融資や経営サポート事業を行っており、本年4月からは融資の大幅な拡充を行っているところ、この優遇融資を積極的に周知することにより、まずは直近の資金繰りが必要な社会福祉法人に対する経営支援を行っていくべきではないか。
 - 加えて、より中長期的な視点から、各社会福祉法人が自らの経営状況に対する認識を深め、必要な対応策を採っていく必要がある。現在、福祉医療機構（WAM）のシステムで財務諸表等が公表されており、国は所轄庁に対し、助言指導の参考となるよう分析スコアカードを提供しているが、この分析スコアカードを、管内の社会福祉法人に提供することを検討する必要があるのではないか。
- 介護等の事業所において人材確保・定着を図るため、雇用管理や職場環境改善が重要であり、経営の安定につながる。介護労働安定センターなど様々な関係機関がアウトリーチを含め、雇用管理等に係る支援を実施しており、引き続き推進していく必要がある。
- また介護等の事業所においてテクノロジー導入やタスクシフト/シェアにより職場環境改善・生産性向上を図っていくことが業務効率化はもとより、中期的にみた経営の改善にもつながる。これらについて、国等においてその導入支援を講じているところであり、引き続き推進していく必要がある。
 - 中間とりまとめにおいて、雇用管理や職場環境改善・生産性向上を進めることが経営の改善等に資するとされているが、この点は障害福祉やこどもでも同様であり、介護と同様に取り組んでいくべきではないか。
- 高齢化や人口減少が進む中、介護事業者が地域の状況を把握し、また、足下の経営状況のみならず将来の経営状況を見通した上で経営を行うことが重要。中間とりまとめにおいて、福祉医療機構（WAM）等のノウハウを活用した情報の分析手法の提示、好事例の収集・周知、介護労働安定センターが事業者に対して行うアウトリーチ相談・研修等の支援の枠組みの活用、介護現場革新会議等の協議会の機能の強化を図っていく中で、都道府県単位で、事業者からの相談も含め、経営支援につなげていくという方策等が示された。こうした経営支援の枠組みにおいては、地域に

における専門機関や専門職（公認会計士や中小企業診断士等）との連携も重要と考えられる。

→ 介護人材確保等のプラットフォームの充実とあわせて、高齢分野のみならず、障害福祉・子ども分野といった福祉横断的な体制構築に向けてどのような枠組みが可能か。例えば、必要に応じ、これらについてモデル事業のような形で検討することも考えられるか。

○ また、人材確保が喫緊の課題となる中で、介護同様、障害福祉サービス事業所・保育所等はそれぞれ経営課題を有する。雇用管理、テクノロジー導入やタスクシフト/シェアによる職場環境改善・生産性向上が重要であり、これらが進むよう、事業所を支援していく必要がある。

→ 介護の状況を踏まえつつ、関係機関や既存の事業等の役割や機能を整理したうえで、福祉共通の支援の活用も含め、障害福祉サービス事業所・保育所等への支援の充実に取り組んでいく必要があるのではないか。

（協働化・事業者連携、大規模化）

○ 介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、テクノロジーを活用した介護現場での生産性向上や、協働化・大規模化等による更なる経営改善の取組が必要。「デジタル行財政改革 取りまとめ 2024」（令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定）では、介護施設・事業所における経営改善の取組を推進するための方策を講じることとされたところであり、①経営課題への気づき、②協働化・大規模化等に向けた検討、③協働化・大規模化等に実施の各段階に即した対策を「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」をとりまとめている。

○ 小規模経営をしている事業者をはじめ、介護事業所が地域に根差した上で、利用者のニーズに細やかに沿ったサービス提供を行っていくことは重要であり、まずは介護事業者間の協働化を進めていく必要。

→ 地域の小規模介護事業者を含めて、安定的に事業の継続を図る観点から、複数の法人間の連携の方策として、報酬の請求や記録・書類作成事務といったバックオフィスの業務などの間接業務の効率化や、施設・設備の共同利用等が有効と考えられるが、そうした取組が進むためにどのような環境整備が求められるか。一つの形として、地域の中核的なサービス提供主体である社会福祉法人がとりまとめるなどにより、効率化が図られることが考えられ、こういった取組へのインセンティブや支援を検討する必要があるのではないか。

→ この点、中間とりまとめにおいて、「地域の中核的なサービス提供主体に対して、地域に残り続けるとともに、地域の介護事業者の協働化や連携を進めることにより地域におけるサービスを維持・確保していくことなど一定の条件・特別の役割を付した上で、配置基準等の弾力化やこうした取組へのインセンティブの付与等を講じるなど、新たな柔軟化のための枠組み」と記載されている。こうした枠組みで協働化を進める場合、自治体と地域の介護事業者にどのような連携が求められるか。また、どのようなインセンティブや支援が求められるか。

○ 【再掲】介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、テクノロジーを活用した介護現場での生産性向上や、協働化・大規模化等による更なる経営改善の取組が必要。「デジタル行財政改革 取りまとめ 2024」（令

和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定)では、介護施設・事業所における経営改善の取組を推進するための方策を講じることとされたところであり、①経営課題への気づき、②協働化・大規模化等に向けた検討、③協働化・大規模化等に実施の各段階に即した対策を「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」をとりまとめている。

○ 【再掲】小規模経営をしている事業者をはじめ、介護事業所が地域に根差した上で、利用者のニーズに細やかに沿ったサービス提供を行っていくことは重要であり、まずは介護事業者間の協働化を進めていく必要。

→ 協働化や事業者間の連携により全体の規模を拡大すること等によるメリットについて、離職率低下、協働する事業者間での有資格者の確保、経営の安定化、利用者のニーズへの対応強化、一括仕入れによるコスト減、テクノロジー導入・ICT・AI等の技術に係る共同の研修、人材シェア等が考えられるが、こういったメリットについての理解を広めていく方策としてどのようなことが考えられるか。

→ 加えて、設備や物資の共同購入や合同研修の実施等については、社会福祉連携推進法人の認定を受けない一般社団法人であっても実施可能であることから、より簡易な手続きで設立可能な一般社団法人による連携・協働についても周知が必要ではないか。

○ 大規模化は、サービス維持の観点でも有効な施策の1つであることから、希望する事業者がスムーズに合併・事業譲渡等を行えるような環境整備が必要。これまでも国においては、合併・事業譲渡等マニュアルの策定など希望する事業者が円滑に取り組めるよう整備を行ってきた。

→ 令和7年4月からは、福祉医療機構(WAM)において合併支援業務として無料のマッチング支援を行っているところであり、まずはこの業務・相談窓口を周知するなど、事業者の選択肢の1つとして合併・事業譲渡等がしやすくなるような環境整備をより進めていく必要があるのではないか。

(障害福祉分野・こども分野など福祉分野における経営支援・協働化等)

○ 障害福祉分野やこども分野は小規模な事業者が多い中で、人材確保や経営の安定化等、個々の事業者では解決が難しい課題の解決に向けて、協働化や事業者間連携、社会福祉連携推進法人制度の活用などの手法をとることも考えられる。経営の多角化等も含めた大規模化についてもサービス維持の観点から有効。

※ 障害福祉分野においては、小規模事業者による協働化モデル事業を実施しており、令和6年度補正予算では、障害福祉サービス間だけではなく、介護分野等の他分野や民間の他産業との協働化の取組もモデル事業の対象としている。今後、その効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発していくこととしている。

→ 障害福祉分野やこども分野において、地域の状況に応じて様々な手法による取組を進めていくべきではないか。また、より一層これらの手法を普及していくためにはどのような方策が考えられるか。個々の分野のみならず、福祉分野において、他分野も含めた協働化等といった形も考え得るか。

(社会福祉連携推進法人制度の活用)

- 社会福祉連携推進法人制度は、社員法人の社会福祉に係る業務の連携を推進し、良質かつ適切な福祉サービスを地域に供給するとともに、経営基盤の強化に資することを主たる目的としており、協働化の仕組みの1つとして重要な制度。地域福祉の充実、人材の確保・育成といった連携によるメリットをより享受できるよう、設立に係る事務負担の軽減や業務要件の緩和などにより使いやすい仕組みとしていくほか、協働して事業を行うことに対するインセンティブを強化していく必要がある。一方、社会福祉連携推進法人は、社員の過半数を占める社会福祉法人の公益性の観点から、一定のガバナンスが必要な仕組みとしており、所轄庁による認定なども必要な仕組みとなっている。
- また、制度の趣旨を踏まえ、社会福祉連携推進法人が行う業務は、①地域福祉支援業務、②災害時支援業務、③経営支援業務、④貸付業務、⑤人材確保等業務、⑥物資等供給業務といった社会福祉連携推進業務が中心となっている。そのため、社会福祉連携推進法人について、社会福祉連携推進業務以外の業務は、事業規模が全体の過半に満たないものであることとしているほか、社会福祉事業を行うことはできないとしている。
- 社会福祉連携推進法人におけるガバナンスの観点は重要であるが、一方で、より制度が活用されるよう、可能な範囲で事務負担の軽減を図るべきではないか。
- 特に中山間・人口減少地域において、必要不可欠な社会福祉事業を維持する観点から、社会福祉連携推進法人の事業要件を緩和する仕組みが必要ではないか。具体的には、一定の条件を付した上で、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とするとともに、社会福祉連携推進業務以外の業務の規模要件を緩和する等の方策が考えられるのではないか。

(中山間・人口減少地域における社会福祉連携推進法人制度の活用)

- 現状、社会福祉法人が社会福祉事業を行うにあたっては、都市部における土地については貸与を受けている場合でも可能などの例外があり、さらに土地・建物についてそれぞれの施設類型に応じた一部例外はあるものの、原則として土地・建物の所有権を有する必要がある。
- 特に中山間・人口減少地域において不可欠な社会福祉事業を維持するために、上記の資産の所有要件に関する規制を緩和し、土地・建物について貸与を受けた新たなサービス主体（例：社会福祉連携推進法人内の別の社員社会福祉法人）が、当該地域の社会福祉事業への参入を可能とすることが考えられるのではないか。その際、土地・建物の貸付等が行いやすい仕組みとするためのインセンティブが必要ではないか。加えて、こうした取組を推進していく上で、社会福祉連携推進法人が法人間の土地・建物の貸付に関する支援業務をすることが考えられるのではないか。

(2) 構成員の意見・ヒアリング内容

- サービス活動増減差額率0以下の事業所が41.1%という厳しい経営状況。経営支援の体制構築、新たな柔軟化の枠組みの構築は、確実に進める必要がある重要な取組と認識。自治体の指導監査や、介護保険事業に対する集団指導や運営指導の機会に、生産性向上や経営改善に向けた取組の支援ができるようにすることが重要。

- 分析用のスコアカードを活用することが大事。このことについて所轄庁が支援する仕組みをつくるべき。
- 兵庫県の場合、3つの経営指標を決めてそれに引っかかった場合は二次分析に入り、専門家、公認会計士による重点指導に入っていくという仕組みがある。こういう仕組みが都道府県にあれば、ある程度のところは解決できるのではないか。
- 特定の法人がバックオフィス機能を構築した場合の他の法人への取りまとめについて、例えば社会福祉法人であれば、税制優遇などが必要。
- 1～2億円の収益をあげている事業所が多い。規模を大きくして経営を安定化させることが今後目指していく姿だと思うが、どういう状態になれば経営が安定するのか分析が必要。
- 経営が厳しいから大規模化というシナリオに見える。本来は規模にかかわらず経営が成り立つ仕組みとすることが本筋であり、地域密着型サービスが出来たときの理念を思い出すべき。WAMの無担保・無利子融資はありがたいが、いずれ返済しなければならぬのでキャッシュフローがショートしない安定経営が求められる。
- WAMの合併支援の対象は社会福祉法人だが、社会福祉法人以外の法人でもこうした取組がなされるよう検討をお願いしたい。訪問看護の事業所では社会福祉法人は全体の4.9%。介護保険サービス事業者には株式会社や医療法人等もあるので、より多くの経営主体に当てはまる議論を。
- 法人が合併する場合、赤字になってからの合併は厳しい。そうなる前に行政主導の合併を促進する。行政もM&Aに対する専門性を身につける必要。
- 法人の理念合致が前提となるが、シンパシーのある法人のマッチング支援について検討しているか。
- 協働化・大規模化、社会福祉連携推進法人を推奨しているが、経営責任は各法人に委ねられているので、経営が厳しい法人が連携の蚊帳の外となって地域で孤立し、ますます厳しい立場に置かれるのではないか。
- 連携推進法人は理念や考え方が共有できていることが重要。どうやって横串を通して理念の共有化を図るか。
- 株式会社、NPO、一般社団法人も介護、障害福祉、保育のサービスを提供している状況を顧みる

と、もう少し柔軟な社会福祉連携推進法人の法人格の体制のあり方が必要ではないか。中山間・人口減少地域のサービスを維持するために、定員以下でも事業が持続できる配慮が必要。

- 連携推進法人は中小事業所の連携を進め、存続を図る上で重要だが、中小事業所が入るものとしてはややガバナンスが重い。簡素化できるところは簡素化してはどうか。また、連携だけではなく社会福祉自体の機能を持たせることも考えてよいのではないか。
- 連携推進法人について、連携だけではなく、事業の実施も可能とする取組が必要。その際、社会福祉法人同様の税制優遇も重要な課題。
- 経営の脆弱な社会福祉法人に代わって、社会福祉連携推進法人の社員等、他の社会福祉法人に事業資産を貸与するなど、事業を引き継ぐ場合に、国庫補助や各種課税等の障壁の緩和が必要。合併や事業譲渡を進めるに当たって、社会福祉連携推進法人制度の活用に工夫が必要。
- 滋賀県米原市の事業者の取組では、自治体とも連携し、地域において旧保育園の跡地を利用し、地域全体で、介護、障害福祉、相談支援の複合型・共生型の多機能の拠点を整備し、ICT・テクノロジーの活用、経営面も含めた研修等による人財の育成を実践している。これらの取組には、行政との対話、連携、支援が必要。
- 東松山市では、旧保育園の跡地を活用し、共生型の多機能のセンターを整備し、障害福祉と介護の専門職やボランティアが連携してユニバーサルな支援としての総合相談、訪問サービスを実施するなど、地域の全ての人を支えられる地域共生社会を目指して取り組んでいる。
- 長崎県西海市における事業者間連携の取組では、地域の中核となる事業者を軸に、個々の事業者では解決が難しい課題や地域の人口減少に伴う共通課題を乗り越えるため、関係者間で連携し、地域資源のネットワーク化や地域の福祉や人材確保の戦略を協働して考えることが必要であり、そのためには国の支援も含めた継続的な支援が必要。
- 京都府における社会福祉法人を中心とした社会福祉連携推進法人の取組では、地域をこえた青森県の法人も含め、理念を同じくする法人の連携により、統一的な研修やスーパーバイザーによる法人巡回を行い、人材育成・確保の協働実施に取り組んでいる。

(3) 検討の方向性 (案)

- 介護、障害福祉、保育などの提供を行うに当たっては、利用者へのケアの視点とともに、経営の視点をもつことが必要であり、人材の確保・育成もあわせて行っていく必要。
- 社会福祉法人・事業所等への経営支援の観点からは、社会福祉法人など法人に対する共通的な

支援と、介護・障害福祉・保育といった分野ごとの特徴に応じた支援の2つの側面で考えていく必要。

- 社会福祉法人など法人に対する共通的な支援としては、福祉医療機構（WAM）において資金融資や経営サポート事業を行っており、短期的には、物価高騰の影響を受けた社会福祉法人等に対する優遇融資を活用しつつ、中長期的には、経営サポート事業の活用や、分析スコアカードの活用などにより、所轄庁の支援も得ながら、自らの経営状況に対する認識を深め、課題の早期発見・早期対応につなげていく必要。
- 福祉医療機構（WAM）において合併支援業務として無料のマッチング支援を開始したところであり、事業者の選択肢の一つとして合併・事業譲渡等がしやすくなるような環境整備を行っていく必要。
- 介護・障害福祉・保育といった分野それぞれ、その特性に応じ、雇用管理や職場環境・生産性向上をはじめ、経営の改善に向けて、事業所に対する必要な支援を行っていく体制や枠組みを検討していく必要。
- テクノロジー導入・定着による生産性向上を図るためには、事業所への伴走支援を行うことが重要。また、地域におけるデジタル中核人材が育成され、地域における事業者間の連携・協働化にそうした人材の活用が可能になれば、これらの人材を通し、生産性向上に向けた伴走支援が地域において面的に広がっていくことになる。実際に大分県ではこのような取組が行われており、自治体の役割も重要。
各地域においてプラットフォームにおける一つのプロジェクトとして、地域の関係者の連携のもと、このような取組を推進していく必要。
- 障害福祉・保育といった分野それぞれ、その特性に応じ、介護同様に、協働化等については、そのメリットを周知していくとともに、報酬の請求や記録・書類作成事務といったバックオフィスの業務など間接業務の効率化を進めていく必要。
- 介護、障害福祉、保育それぞれの分野において、社会福祉法人をはじめ、地域の中核的なサービス提供主体がバックオフィス業務をとりまとめるなど、地域において協働化や連携を進めていく仕組みについて、そのインセンティブも含めて検討する必要。その協働化等に際しては、必要に応じて、地域における行政が連携して実施していくような形も考えられる。このような仕組みは、特に、中山間・人口減少地域において効果的。
- 協働化の一つの手法である社会福祉連携推進法人について、その制度趣旨を踏まえるとともに、一定のガバナンスの確保に留意しつつ、地域福祉の充実、人材の確保・育成といった連携による

メリットを強化し、より使いやすい仕組みとしていく必要。

現行制度下においては、人材育成・定着・確保業務や、経営支援業務など、経営基盤の強化に資するための法人間の連携のための取組が進み、業務の協働化・効率化が推進されているが、一方で、特に中山間・人口減少地域においては、人材不足や利用者減少等により法人単独での経営が厳しい状況にあり、社会福祉連携推進法人制度の面でも対応が必要。

- この点について、可能な範囲で事務負担の軽減や手続の簡素化を図るとともに、特に中山間・人口減少地域において、必要不可欠な社会福祉事業を維持する観点から、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とした上で、社会福祉連携推進業務以外の業務の規模要件を緩和する等、地域のサービス提供体制の確保のために必要な要件緩和や、インセンティブの付与を行う必要。

4 福祉サービス共通課題への対応《総論》

(地域における「連携」の重要性と地域共生社会)

- 高齢化や人口減少のスピードに地域によって大きな差がある中、サービス需要やその変化にも地域差。2040年に向けて、地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制を確保し、支援体制を構築していくことが介護、障害福祉、保育といった福祉サービスの共通課題。

また、サービス供給体制において、人材の確保、職場環境改善・生産性向上、経営支援に取り組んでいくことは、福祉サービスの共通の基盤整備のために重要。

- 介護、障害福祉、保育それぞれの分野で、まずはこれらの課題に対応するため、事業者間の連携や地域の関係者の連携を進めていく必要。その上で、分野をこえて、福祉サービス共通の課題に対応していくには、地域において福祉サービスを提供する事業者、市町村や都道府県などの行政、関係団体、支援を行う公的機関、専門職など、様々な関係者が「連携」することが重要。

特に中山間・人口減少地域において、サービスの維持・確保のため、関係者が連携してサービス提供体制を維持・確保していく必要。

- 関係者の「連携」を進め、福祉サービス共通の課題への対応を行っていくこと、更には、人口減少に伴う地域の共通課題への対応に向けて福祉分野を超えて関係者と協働・連携して地域づくりやまちづくりを進めていくことが、地域共生社会の実現につながっていく。

(福祉サービス共通課題への対応の枠組み)

- 関係者の連携をもとに、介護、障害福祉、保育といった分野を超えて、福祉サービスの共通の課題への対応を図っていくことが重要。

- 社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人を中心に、介護、障害福祉、保育と様々な分野の法人が参画可能、かつ他の形態の法人も含めて構成され得る仕組み。社会福祉法人は介護、障害福祉、保育など、複数のサービスを実施している場合も多く、その法人の現状と課題を踏まえ、法人への経営支援の方法について検討していく必要。加えて、社会福祉連携推進法人のあり方についても検討する必要。

- 関係者の連携としては、人材確保をはじめ、具体的な地域の共通課題の解決に向けて、プラットフォームの充実を図っていく必要。さらに、地域におけるサービス提供体制の維持・確保を図る中で、地域の実情に応じた既存施設の有効活用等を行うための環境整備を図っていく必要。

- 地域において中核となりサービス提供体制の維持・確保を担う法人は社会福祉法人に限らず、地域の実情に応じて、様々な法人形態が考えられる。また、障害福祉、保育の提供体制については、福祉サービス共通の課題の対応への側面に加え、固有の課題も存在。例えば、福祉・介護の分野で働く人材が複数の資格をとりやすくするなど、福祉サービス間における資格の取扱いをどう

考えるかという課題への対応は今後制度的に議論していく必要。

福祉サービス共通課題への対応の基本的な考え方

- 2040 年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが地域によって異なる中、各地域の実情を踏まえつつ、介護、障害福祉、こどもの福祉分野についてサービス需要の状況に応じた福祉サービス提供体制の構築が必要。そのような中、分野を超えて関係者の連携を図り、地域共生社会を実現することが重要。
- 社会福祉法においては、地域共生社会の実現のため、包括的な支援体制を整備することとしている。包括的な支援体制の整備は、福祉サービスの提供体制の構築にとどまらず、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。また、包括的な支援体制を整備する上でも、高齢化・人口減少に伴う、相談ニーズの多様化や担い手不足等に対応した各地域の実情に応じた体制整備が必要とされている。
- このように、福祉サービス提供体制の構築も包括的な支援体制の整備も、2040 年に向けた社会情勢の変化に対応し、地域の実情に応じた仕組みとしていく必要があり、軌を一にするものである。これに加え、この検討会で議論してきた内容である、①中山間・人口減少地域を中心に施設転用による既存施設の有効活用、②人材確保等のプラットフォーム、③社会福祉連携推進法人の活用による協働化等は、分野を超えて福祉サービス共通課題に対応するとともに、あらゆる地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える基盤となる重要な方策であり、こうした取組を通じて、包括的な支援体制の整備を推進し、地域共生社会の実現に資するもの。